

1 号公園要求水準

次の事項は、事業者が提案する 1 号公園のプランニングに関して市が要求するサービスの水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものです。

応募者は、本書に示されている要求水準を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとします。

また、設計・整備は原則、提案に基づき市が実施しますが、整備後の維持管理も市が行いますので、設備の内容については維持管理コストを考慮し優先交渉権者決定後協議することとします。

1. 岡崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例で定める設置基準を順守してください。
2. 都市再生整備計画（都市再構築戦略事業）の基幹事業に位置付けられておりますので、配置する設備、備品等は交付金対象（都市公園事業費補助の対象）となるよう努めてください。
※詳しくは国土交通省都市市局公園緑地・景観課のホームページを確認
(URL:<http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/hojo/hojo/taishou.html>)
3. 駅前広場と連続した空間を形成するために駅前広場に接する箇所は、利便性の高いイベントスペースを配置してください。
4. 待ち合わせ場所として利用できるような象徴的なものを配置してください。
5. 駅利用者がくつろげるような待合機能を配置してください。